

山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、中小企業者等が省・創・蓄エネ設備を導入するために必要な経費の一部を支援するとともに、山口県産省・創・蓄エネ関連設備の導入を促進することで、県内産業の振興及びエネルギーの地産地消を通じた地域脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 山口県産省・創・蓄エネ関連設備

県内企業が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工され、県が定める「山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度」に登録された設備のうち、知事が定める設備とする。

(2) 補助対象事業者

第4条で定める補助金の交付の対象となる者を指す。

(3) 補助対象事業

第5条で定める補助金の交付の対象となる事業を指す。

(4) 補助事業実施者

規則第4条第1項の規定に基づく交付決定を受けた補助対象事業者を指す。

(5) 中小企業者等

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 医療法（昭和23年法律205号）第39条に規定する法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク その他知事が適当であると認める者

(6) 事業所

県内に所在する工場又は事務所、その他の事業場をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、別表2に定める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県税の滞納がないこと。

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。

(3) 補助対象設備について、国又は地方自治体から他の補助を受けて事業を実施する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業の区分、設備、補助率、補助限度額等は、別表3に定めるとおりとする。また、補助対象事業は、いずれかの区分に該当し、知事が定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費であって、知事が定める経費区分及び内容に該当するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途文書で通知する日とする。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第4条第1項の規定に基づく交付決定通知よりも前に当該事業の着手を行っている場合は、補助の対象としない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、第5条で定める区分を複数選択して交付申請することを可能とする。ただし、補助金の交付を受けることができる回数は、同一の事業所につき1回とする。

(事業着手及び変更等承認の申請)

第9条 補助事業実施者は、規則第4条第1項の規定に基づく交付決定後、速やかに補助金交付申請書に記載した事業に着手しなければならない。

2 補助事業実施者は、交付申請の内容について、変更しようとする場合、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、規則第8条第1項の規定に基づく事業計画変更（中止・廃止）承認申請を別記様式第2号により知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 10 条 規則第 8 条第 1 項ただし書の規定に基づく、知事が定める軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 事業の目的の変更
- (2) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の 20%を越える変更
- (3) 事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象設備の規模、主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (5) その他事業の内容の大幅な変更

(実績報告等)

第 11 条 補助事業実施者は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月 28 日（2 月 28 日が県の定める受付窓口団体の休日に当たるときは、その次の業務日）のいずれか早い期日までに、規則第 11 条の規定に基づく補助金の実績報告を別記様式第 3 号により知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書を別記様式第 4 号により知事に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(財産の管理等)

第 13 条 補助事業実施者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第 5 号による取得財産等管理台帳を備え、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間のいずれか長い期間が経過するまで管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ、規則第 18 条の規定に基づく財産処分承認申請を別記様式第 6 号により知事に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5 千万円以下	50 人以下
④サービス業（以下を除く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

※「資本金基準」又は「従業員基準」のどちらか一方を満たせば中小企業者とする

別表 2 (第 4 条関係)

要件
以下のいずれかに該当すること。ただし、(2) 及び (3) は、太陽光発電設備を導入する場合に限る。 (1) 県内に事業所を有する中小企業者等 (2) オンサイト P P A により (1) に設備提供する P P A 事業者 (3) リース契約により (1) に設備提供するリース事業者

別表3 (第5条関係)

区分		補助対象設備	補助率又は補助金額	補助限度額
1	屋根置き など自家 消費型太 陽光発電	① 太陽光発電設備 [上限 50kW]	5 万円/kW(定額) ※補助額は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力 の低い値 (小数点以下切り捨て) に乗じて算出 【山口県産省・創・蓄エネ関連設備】 +2 万円/kW(定額)	—
		② 蓄電池 [上限 61kWh]	単価(円/kWh)の 1/3 ※業務用蓄電池 (4,800Ah・セル以上) の場合は、6.3 万円 /kWh(定額)が補助の上限 ※家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル未満) の場合は、5.1 万円 /kWh(定額)が補助の上限 ※補助額は、蓄電池容量 (小数点以下切り捨て) に乗じて算 出 【山口県産省・創・蓄エネ関連設備】 +1.2 万円/kWh(定額)	
		③ 車載型蓄電池	蓄電容量×1/2×4 万円/kWh (定額)	
		④ 充放電設備・充 電設備	1/2	
			外部給電器	
		⑤ その他基盤イン フラ設備 (エネ ルギーマネー ジメントシステ ム)	2/3	
2	地域共生 ・地域裨 益型再エ ネの立地	① 太陽熱利用設備	2/3	1,000 万円
		② 地中熱利用設備	2/3 【山口県産省・創・蓄エネ関連設備】 +0.4 万円/m ² (定額) [上限 220 m ²]	
		③ その他基盤イン フラ設備 (エネ ルギーマネー ジメントシステ ム)	2/3	
3	業務ビル 等におけ る徹底し た省エネ	① 高効率空調機器	1/2	1,000 万円
		② 高効率給湯機器	1/2	
		③ コージェネレー ションシステ ム	1/2	

※区分1は「①太陽光発電設備」の設置が必須